

富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」デザイン使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士川町（以下「町」という。）が有する富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」のデザイン（デザインから製作した立体物を含む。以下同じ）（以下「ゆずにゃんデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ゆずにゃんの使用に関する権利)

第2条 ゆずにゃんデザインの使用に関する一切の権利は、町に属する。

(使用方法)

第3条 ゆずにゃんデザインは、別で定める「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用の申請方法)

第4条 ゆずにゃんデザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）に必要書類を添えて、町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を要しないものとする。

- (1) 町及び町職員が業務に使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、町に関する報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたとき。

(資格要件)

第5条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ゆずにゃんデザインの使用を許可しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号にきていする営業を行う者を除く。）に規定する営業を行

う者。

- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者。

（使用の許可）

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により、使用申請者に通知するものとする。この場合において、町長は必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 町長は、第4条第1項による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、ゆずにゃんデザインの使用を許可しないものとする。

- (1) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (2) 町の信用及び品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (3) ゆずにゃんのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的として使用されるおそれのあるとき。
- (6) 「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) その他町長が不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により使用を許可しないときは、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用不許可通知書（様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用料）

第8条 ゆずにゃんデザインの使用は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 ゆずにゃんデザインを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的のみに使用すること。
- (2) 許可を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、「富士川町魅力 PR 担当ゆずにゃん」または「富士川町ゆずにゃん」と明記すること。ただし、スペース等の関係により、明記が困難な場合は、「©2020 富士川町」と明記すること。
- (4) 原則として、キャラクターデザインの色を変えないこと。

(5) 許可に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

(使用期間)

第10条 ゆずにゃんデザインの使用期間は、原則として2年以内とし、次項による場合を除き、使用許可申請書の記載のとおりとする。

2 町長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許可通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、ゆずにゃんデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許可を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第6条の規定に基づく許可を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第4条第1項の申請があったものとみなす。

(許可内容の変更)

第11条 使用者は、許可を受けたゆずにゃんデザインの使用内容を変更しようとするときは、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用内容変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、ゆずにゃんデザインの使用内容の変更を許可する場合には、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用内容変更許可通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 町長はゆずにゃんデザインの使用内容の変更を許可しない場合には、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用内容変更不許可通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第4条から第10条の規定を準用する。

(許可の取消)

第12条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の使用許可を取り消すことができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 第5条のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第9条の条件に違反したとき。

(4) その他町長が取り消すことが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(成果物の提出)

第13条 使用者は、許可にかかる成果物1部を速やかに町長に提出すること。ただし、成

果物の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第14条 この要領による許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してゆずじゃんデザインを使用する権利を付与するものではない。

(損失補償等の責任)

第15条 町長は、ゆずじゃんデザインの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 使用者がゆずじゃんデザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害又は損失の補償等を求められた場合でも、町は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。